

# 鎌ヶ谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)

平成30年4月5日制定

令和2年9月11日改定

令和5年3月29日改定

鎌ヶ谷市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日より施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

鎌ヶ谷市は、都心から25キロメートル圏内に位置することから、都市近郊農業を展開しているが農業を取り巻く環境は年々厳しくなっており、農業従事者の高齢化及び担い手不足の現状の中、農地集積・集約化が進まない状況にあり、これらの対策の強化を図ることが求められている。

以上を踏まえ、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当地域ごとの活動を通じて、地域の特性にも配慮しつつ「農地等の利用の最適化」を一体的に進めることができるよう、鎌ヶ谷市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する千葉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する鎌ヶ谷市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとす。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和4年4月)	415 h a	4.7 h a	1.13%
3年後の目標 (令和7年4月)		3.5 h a	0.84%
目標 (令和9年4月)		2.3 h a	0.55%

管内の農地面積は、2022年耕地及び作付け面積統計を記入

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農業委員と推進委員のチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

- ② 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- ③ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。
- ④ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。
- ⑤ さらなる取り組みとして、高齢者や後継者問題の不安を抱える農業者等を対象とした説明会や相談体制をより充実させて情報の発信及び収集に努め、遊休農地の発生を防止する。

#### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」

に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積の目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和4年4月)	415 h a	14.37 h a	3.46%
3年後の目標 (令和7年4月)		199.20 h a	48.0%

### 【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち主業農家数)	担い手	
		認定農業者	認定新規就農者
現状 (令和4年4月)	329 戸 (251 戸)	44 経営体	0 経営体
3年後の目標 (令和7年4月)	329 戸 (251 戸)	47 経営体	1 経営体

注1:「総農家数(うち主業農家数)」は、農林業センサスの数値を記入。

注2:目標数値は、市担当部局と調整の上、記入。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき設けられる「協議の場」に農業委員会として参加する。
- ② 農業委員会は、農業関係実務担当者会議と連携し、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地、貸付けを希望する復元可能な遊休農地等についてリスト化を行い、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
- ③ 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れの推進、貸し手に対する不安の解消など、地域に応じた取り組みを推進・支援充実を図る。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現状 （令和4年4月）	0 経営体 （ 0 ha）	0 法人 （ 0 ha）
3年後の目標 （令和7年4月）	2 経営体 （ 0.2 ha）	1 法人 （ 0.2 ha）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 農業委員会は、農業関係実務担当者会議と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や耕作から販路までを含めた相談会を実施する。
- ② 市、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農相談会等に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。
- ③ 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、企業の参入の推進を図る。
- ④ 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が発生する前に、利用の意向を随時確認し情報提供を図ることで新規参入を促進する。
- ⑤ 農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、地域との橋渡しとしての役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。